

記者発表

扱い：1月17日

議会運営委員会終了解禁



令和4年1月14日

担当課	こども家庭課 / 生活支援第2課
担当者	高岡、岡本 / 阪口、江川
電話	435-1219 / 435-1061
内線	5280 / 5140

新型コロナウイルス感染症にかかる経済的支援について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民の方々への経済的支援に迅速に対応するため、関連の補正予算案を臨時議会に提出します。

1 子育て世帯への臨時特別給付金対象者の市独自の拡充（所得制限の撤廃等）

431,328千円【こども家庭課】

高校生までの子供を養育している世帯に対して1人当たり10万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金事業を実施しているところですが、給付金を受け取ることができなかった次の支給対象者に、和歌山市独自の給付金を支給することにより、きめ細やかな支援を行います。

【新しく対象となる方】

支給対象者

和歌山市に住民票がある方で

所得制限により給付金が対象外になっている方等

約4,300人

2 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

6,143,869千円【生活支援第2課】
(うち債務負担行為として79,915千円)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付します。

【対象となる世帯】

○令和3年度住民税均等割非課税世帯

○令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯

給付金の支給額

1世帯当たり10万円

給付金の支給時期

令和4年3月から支給開始予定

支給対象と申請の有無

世帯員全員の令和3年度『住民税均等割が非課税』の世帯



令和3年12月10日に住民登録のある市区町村から確認書が届きます(要返送)
※一部申請が必要な場合があります

令和3年1月以降の収入が減少し『住民税非課税相当』の収入となった世帯(家計急変世帯)



申請が必要です

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。